

徳島県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和元年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

182	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		瀬戸港	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式 四五二番二地先から 同 四四三番四地先まで	二九・〇	令和元年八月二十日